

## 印西市市制施行30周年記念市民等主催事業支援要領

### (目的)

第1条 令和8年4月1日に印西市（以下「市」という。）が市制施行30周年を迎えるにあたり、市民、団体、企業等（以下「市民等」という。）が主催する事業の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (対象事業)

第2条 以下の要件をすべて満たす事業を対象とする。

- (1) 市民等が主体となって企画・実施し、市内で開催する事業
  - (2) 広く市民等が参加できる事業
  - (3) 令和8年4月1日から令和9年3月31日の間に行われる事業
  - (4) 事業名称に「印西市市制施行30周年」と冠する事業
  - (5) 政治活動又は宗教活動を目的としない事業
  - (6) 営利又は商業宣伝活動を主たる目的としない事業
  - (7) 公序良俗に反しないこと又はそのおそれのない事業
  - (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）と密接な関係を有していないこと。
- 2 前項に掲げるものの他、市長が適当と認める事業も対象とする。

### (募集期間)

第3条 令和8年3月17日(火)から令和9年3月17日(水)の間

### (支援内容)

第4条 市は、印西市市制施行30周年記念市民等主催事業が認められた者に対し、次に掲げる事項を認める。

- (1) 事業参加人数分の市制施行30周年記念特製ステッカーの提供。ただし、無くなり次第提供は終了とし、上限は500枚とする。
- (2) 市制施行30周年記念特別のぼり旗の可能な範囲内での貸し出し。ただし、上限は30枚とし、竿については別途相談とする。
- (3) 当該事業に対する「印西市市制施行30周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ」デザインを申請不要で使用できるものとする。ただし、「印西市市制施行30周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ」デザイン使用要領を遵守すること。
- (4) 市のホームページや広報紙等による周知。

(申請)

第5条 印西市市制施行30周年記念市民等主催事業を申請する者（以下「申請者」という。）は、対象事業開催日の14日前までに事業の目的等を記載した印西市市制施行30周年記念市民等主催事業承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市に提出しなければならない。

(承認)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合、その内容を審査し、印西市市制施行30周年記念市民等主催事業承認（不承認）通知書（様式第2号）により、承認の可否を申請者に通知するものとする。

(報告)

第7条 申請者は事業終了後、速やかに印西市市制施行30周年記念市民等主催事業事業実施報告書（様式第3号）を市に提出しなければならない。

附 則

- 1 この要領は、令和8年3月17日から施行する。
- 2 この要領は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。